国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 令和4年11月30日(水)15:00~16:18
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室等 (オンライン会議)
- 3 出席

< WG委員>

座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授

座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策

研究所所長・シニアパートナー弁護士

委員 安藤 至大 日本大学経済学部教授

委員 菅原 晶子 公益社団法人経済同友会常務理事

委員 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

委員 本間 正義 アジア成長研究所特別教授

委員 安田 洋祐 大阪大学大学院経済学研究科教授

<関係省庁>

長井 俊彦 農林水産省経営局審議官

望月 健司 農林水産省経営局農地政策課長

<自治体等>

山梨 広一 イオン株式会社顧問

池田 朝二 直方市産業建設部農業振興課長

丸田 洋 有限会社穂海農耕代表取締役

高橋 敬三 佐久市農政課長

<事務局>

淡野 博久 内閣府地方創生推進事務局長

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官

正田 聪 内閣府地方創生推進事務局参事官

田中 聪明 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 法人農地取得事業について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。 本日の議題は、「法人農地取得事業について」ということで、農林水産省、直方市、佐 久市、イオン株式会社、有限会社穂海農耕にそれぞれオンラインで御出席いただいており ます。

本日の資料の提出は特にございません。

本日の議事については公開予定でございます。

本日の進め方についてですが、まず、イオン株式会社、直方市、有限会社穂海農耕、佐 久市の順にそれぞれ5分程度で御説明いただきまして、その後に委員の皆様方によります 質疑、それから、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係の皆様方、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。 それでは、早速、イオン株式会社から御説明をお願いいたします。

○山梨顧問 よろしくお願いいたします。イオン株式会社の山梨と申します。

私どもは2009年、イオンアグリ創造という子会社、実はイオン株式会社というのは純粋 持ち株会社でございまして、全ての事業は全部子会社で別々の法人に分けてやっておりま す。その新しい子会社を創造いたしまして、茨城県の牛久農場、ここから事業農業に従事 しております。したがいまして、12~13年たったところというふうに御理解ください。

現在は全国、北海道から九州の大分県に2か所を含めて20か所で農業をやらせていただいておりまして、全てこのイオンアグリ創造という会社を通じてやっております。

農業の内容は多岐にわたっておりまして、もちろん作物も多岐にわたっているのですが、 農法としても、いわゆる露地物、それから、ハウス物、それから、私どもは長い間、環境 に対するコミットメントを高くしている企業グループですので、そういった観点から、よ り環境負荷の低い農法、農業ということにも特化しております。

現在はこういう形で、当然土地をお借りした形で20か所で展開しておりますが、これから先、可能性として、直接農地を取得、保有するということが可能になってくれば、当然 それもこれからの農業展開の農地の確保の選択肢として考えていきたいと思っております。

我々は実は御案内のように元々は小売業でございまして、ただ、小売業なのですけれど も、こういう時代になってなおさら小売業にとって直接生産を営む生産のところに入って いくということは、これは農作物に限らず大変大事になっております。

一つは、安定供給ということで、特にこの1~2年から今後想定される状況から考えますと、輸入品にばかり頼っていることによるその安定供給のリスクというのが高まっている、あるいは高まっていくと思っています。

もう一つは、お客様に安価であると同時に安心で安全なものをお届けしたいというのが 会社の理念でございますので、これをしっかり自分たちが手をかけたところで作っていく、 こういうことも大事だと思っています。

加えて、二つのことが、私どもにとって生産、農業も含めてですが、重要性が増しておりまして、一つは、先ほど申し上げた環境です。ちょうど今、グループの中で新しい環境戦略を策定して外に発表していくタイミングに近づいているのですが、その中で、これはCO2に限らず全ての環境に関する様々な課題に対して、より積極的に取り組もうということになりますと、例えば、私ども自身が小売業として、CO2の例で言いますと、排出しているものよりも上流でそのCO2を排出しながら作られた品物を私どものお店で売っているという比率のほうがはるかに大きいわけです。そうしますと、それはよそが作ったものなので我々に責任はありませんとはとても言う気はなくて、きちんと上流も環境負荷の低い形に変わっていくことをお手伝いしたり、あるいは促進したいなと。その一番積極的な直接的なやり方が、自分たちが直接生産に遡るということになります。したがって、この環境問題に対応するという意味で我々にとって農業はこれから益々大事になってくるなと。

もう一つは、人間の健康です。グリーン、環境ということと、もう一つグループ全体の 戦略の柱にしておりますのが、ヘルス&ウエルネスという概念でして、心身ともにいいもの を提供したいと。これは食品に限りませんが、このことにつきましても御案内のようにど ういうものをどこで作るか、どういう作り方をしているかということが大変大事になって まいりますので、ここについても私どもが直接手がけることと、それから、実際に農業に 従事することによって、そこで開発した新しい農法や、あるいはその農作物を同じような 趣旨を考えていただける農業従事者の方々に共有して、私どもの契約農家として似たよう な方向性の作物を作っていただくことの拠点としては実際に自分たちが農法なり農作物の 開発と育成に関わる必要がありますので、そういった観点からも農業の重要性が増してい ると御理解いただければと思います。

では、土地はどうなのかというと、これは今お借りしている形でできないことではありません。ただし、企業にとっては選択肢が多いということは、企業がより積極的にその分野に投資をしたり活動を広げていくことの大事な条件になります。選択肢としてお借りするという形のほかに所有という形ができれば、それは財務的な意味も違いますし、毎年の業績面に与える影響も違いますし、そういったことを考えたときに私どもとしては、いずれ我々のような法人が直接農地を保有するという可能性が出てくれば、私どものこれからの農業の事業展開の積極的な展開をより助けてくれるなと。こんなふうに思っております。ちょっと一方的にお話し申し上げましたが、数分たったと思いますのでここで一旦終えさせていただきます。

- ○中川座長 ありがとうございました。それでは、続きまして、直方市から御説明をお願いします。
- ○池田課長 福岡県直方市農業振興課の池田と申します。よろしくお願いいたします。 御存じの方がおられないかもしれませんので、改めて直方市の御紹介をさせていただき たいと思います。

直方市は、福岡県の二つの政令市、福岡市と北九州市のちょうど中間地点に位置しまして、三つの一級河川が市内で合流する、いわゆる筑豊平野の中心に位置しております。古くから稲作のほかに、イチゴ、ブドウ、トルコギキョウといった施設園芸が主に営まれておりまして、いわゆる都市近郊型の農業と言われるものでございます。JAによる共販のほか、市内に三つほどあります農産物直売所で市内で生産された農産物が販売されているという状況です。

ちなみに中山間地につきましては、市内の全耕地面積の2.76%ほどございます。面積で約18へクタールです。現在は集落協定とかそういった形で用水路の清掃あるいは除草作業などによって、比較的農地については良好に管理はされておりますが、直方市も御多聞に漏れず、農家の高齢化あるいは戸数の減少に伴ってその取組の先行き、先細り感が非常に出てきたなというところでございます。

農地に関する色々な諸問題ですが、近年は相続等で農地を取得したいわゆる非農家の 方々から、相続した農地を何とか売却したいという相談が市の農業委員会のほうにも多数 寄せられてくるようになりました。正確な数字は統計としては取っておりませんが、感覚 的には年に数件だったものが、ともすれば10件程度出てくるような状況がございます。

そういったことで、我々としても農地を購入していただける農家の方をあっせんという 形で働きかけを行っているのですが、いかんせんその資力、要は金銭面での確保が難しい。 資力の問題であったり、農業の経営の判断として保有よりもやはり貸借、賃借を希望する ケースが多くて、このマッチングそのものが年々難航してきているというのが実感として ございます。

また、昨年度については初めて、この相続農地の放棄、相続放棄という事例が出てきまして、おそらく今後もこういったケースが徐々に増えてくるのではなかろうかと感じております。

したがって、こういう状況にあって農地所有適格法人以外の一般法人が農地を所有できることによって、先ほどイオン株式会社の山梨顧問もおっしゃっていたように、その資金力あるいは資金調達力を生かして先ほどのような課題を解決していただけるのではないかということ。農業の色々な選択肢が増えるということは我々としても非常に歓迎すべきことではないかなと思っています。

とりわけ、九州地域は御存じのように温暖な気候で、野菜あるいは果樹、こういったものの栽培に企業の参入が最近見られるようになってきました。例えて言うならば、JR九州、鉄道会社ですけれども、そういったところが農業に参入とか、かなり企業の農業参入が盛んなところかと思います。

したがって、今回、養父市が取り組んでおられます法人農地取得事業の取組については、繰り返しになりますが、農地を取り巻く色々な問題の解決に向けて地域からの様々なニーズに応え得るのではないかということで、本日、私どもも参加させていただいた次第です。

簡単ですけれども、私からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、有限会社穂海農耕から御説明をお願いいたします。

○丸田代表取締役 皆さん、こんにちは。有限会社穂海農耕の丸田と申します。

簡単に自己紹介をさせていただきます。私は新潟県上越市板倉区というところで水稲の生産法人を営んでおります。ただいま、経営面積が182へクタールほどやっております。私自身元々は農外、非農家の出身でして、平成17年に新規参入しました。ゼロから農地をお借りするなどして、10年で100へクタール、ようやく17年で180へクタールほどまで規模を拡大して、現在に至るという形になっております。

今回お話をさせていただく中で、まず最初に申し上げておきたいのは、今後の高齢化と それに伴う離農によって農業者が大幅に減っていくという中で、農業に携わるプレーヤー をどう確保しておくのか、いくのかということについて、農業者だけではなく企業の方々 が農業を行われるということに関しては私は何ら異存はなく、むしろそういったことは進 めていくべきだろうという形で考えているということです。

ただ一方で、農外の企業が農地を所有するということに関しては非常に大きな危惧を持っています。できればそういうことがないほうがいいだろうと考えています。

いくつかの理由を挙げさせていただきます。まず、一般的な企業は何のために、誰のために存在しているかということです。企業というのは、支配権を持っている株主によって存在しています。つまり企業の所有者は株主です。そうすると、株主の方々がその企業の利益が上がらないような事業をしていた場合、「そんな事業からは撤退しろ」ということを株主としては言うことができると考えています。

これを前提として考えた場合、株主の方々から、「何でそんなもうからない農業という 事業をやっているのだ」という声がもし起こればその事業を撤退するということになるだ ろうと考えています。これは、執行権を持っている役員や代表取締役の方々の意思ではな く、株主の意思としてです。

その場合、撤退することになって所有していた農地はどうなるのかということをやはり私どもは考えざるを得ません。その農地がある地域の人たちが受けるとか、場合によっては行政等がそういったものを一時的に受けるということをせざるを得ず、結局事後処理をするのはその地域にいる方々となります。一度にそこで数十ヘクタールの農地がそのような状況になったときに、果たしてそれを受けることができるのかということは難しいだろうと考えています。加えて、行政等が一時的に農地を受けるということとなったとしても、そこにまた新たな税金が投入されるということになると考えられ、やはり疑問を持たざるを得ないと思っています。

企業にとっては選択肢が増えるということは、それはやはりとてもよいことだろうと思います。もし私が企業の経営者であるのであれば、やはり選択肢が多いほうがいいと考えます。それはなぜかというと、やはり撤退のことを考えるからです。大企業のような方々がもし農業に参入しようとしたときには、大変失礼ながら、そこで農場ができなくなった

ときに撤退するのをどのようするのかということはもちろん選択肢として既にシミュレートした上で入られていると考えます。そのシミュレートの一つの選択肢として農地を取得しておけば、それを転用して撤退ということもできるでしょう。果たしてそれが食料の安定供給が求められている中で正しいことかどうかということは、再度よく考えておく必要があるのではなかろうかと考えています。

それらを鑑みると、やはり企業が農地を所有するということはどちらかというと心配な ことが多いというふうに私どもは考えているというところです。

やはり農業というのは営利性と公益性というところの狭間で行っていかなければならない、非常に難しいバランスが必要になると考えています。特に農業者の場合、公益性の部分をやはり考えていくことが多くなります。それはなぜかというと、その土地に根づくものだからです。我々は企業が撤退するということと我々農業者が農業をやめるということは一緒のようにお話をされることがよくあります。企業が撤退するということはもう事業としてやめるので、その場からいなくなればいいということとなりますが、我々農業者がやめるというときはそうはいきません。まさに夜逃げと同然ということになるわけです。地域からも白い目で見られるということは目に見えています。そこのところに対する覚悟というのはやはり企業と我々農業者とは違うと考えています。そういった点を踏まえ、企業が農地を持つということがどういった意味を持つのかということはよく考えた上で議論していただく必要があると私は強く考えています。

私からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、佐久市から御説明をお願いいたします。

○高橋課長 佐久市役所農政課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

佐久市は、長野県と群馬県境に位置しておりまして、比較的に首都圏に近いということもあります。それと、高速交通網が非常に整備されているという立地、また、佐久市役所のあるところにつきましては標高が700メートルぐらいということで非常に高く、その割には全国有数の日照量という形で、夏場については夜温が熱帯夜になったことがないという、果菜類を作るには非常に適した地域でございます。そのような状況から、色々な企業が佐久市のほうに農業参入したいという形で御相談が多々ございます。そのような佐久市の実態を含めて私どものほうで今回、お話しさせてもらえればと考えております。

そして、私どものほうは、前回、内閣府からアンケート調査がありまして、その際には、 今回の一般企業の農地所有については活用するつもりはないという形で御返答させてもらいました。それにつきましては、私どもで考えるには三つの理由があるのかなということで考えております。

1点目は、先ほど申し上げましたとおり、私どものほうに多種多様な御相談がある中で、 一般企業のままでの農業参入をしたいという形での御相談がないという、実際にニーズが ないということがございます。また、一般企業でも来たいという中でも、農地を買って所 有して参入をしたいという話もないということでございます。これにつきましては、多分、初期投資の問題があるのだろうとで考えております。佐久市ですと、大体、田畑ともに10アール当たり、賃貸借ですと大体1万円前後という賃貸借になりますが、これを売買となりますと、10アール当たり大体100万円前後という形で100倍ほどの初期投資がかかってしまうという実態があるということでございます。また、一般法人ではなくて農地所有適格法人という形で参入する場合については、例えば、補助金であったりとか税制面、また、農地の取得控除、こういったような優遇措置があるという形で、やはりそういったところのメリットがあるのだろうなということで、一般企業のほうでも農地を所有してまで参入をしたいという声がないというふうに感じております。

もう一点は、やはり一般企業が農業参入したいということについては、私どもも非常に 賛成でございますし、今の現体制においても平成21年に農地法が改正されまして、農地を 借りることにつきましては、基本的には一般企業もある意味自由に借りられると。農業参 入ができる体制ができているというところがある中で、あえてここに所有まで求める必要 がどうなのかというところがあると感じております。

それと、最後の一点ですが、先ほど丸田代表取締役からお話があったとおり、私どものほうとしても、やはりこの農業というものは一産業という部分もありますし、もう一つは、その地域文化という部分もあるということでございまして、そして、一般企業が万が一撤退するようなことになってしまった場合について、それをどうするのかというところが非常に心配されるわけでございます。今、お話を色々検討されている中では、地方自治体が買い戻すことが検討されているようですが、ただ、その財政負担についてどうするのかというところが非常に心配されますし、ましてや一企業のために地方自治体がそういった財政を用意するのかどうか、これは非常に難しい問題だなと感じております。買い戻した際にそれが売れるのかどうかというところもありますし、もし次の使い手が見つからなかった場合、地方自治体がそれを管理しなくてはならない。管理費についても、基本的にいえば、色々な草刈り、色々な工機、こういったものも必要になってきたときにそういった経費がかかるということが想定されますので、やはりこういったところも含めてそこは慎重に考えてもらいたいなという形で、私ども佐久市のほうは考えております。

そういったところから、佐久市のほうとしましては、今回の一般企業の農地所有については活用する見込みがないという形で回答させてもらいました。

佐久市からは簡単ですが以上です。

○中川座長 皆様、ありがとうございました。

それでは、それぞれ御報告をいただきましたので、国家戦略特区ワーキンググループの 委員の先生方のほうから御質問、御意見をお伺いできればと思います。

それでは、落合委員から手が挙がっていますのでよろしくお願いします。

○落合座長代理 御説明いただきましてありがとうございます。それぞれお感じになられているところ、お考えを伺えて大変参考になりました。それぞれに御質問させていただき

たいと思います。

まず、イオン株式会社へですが、企業としてのメリットについてお話しいただいておりますが、例えば、財政上の問題といった部分も含めて選択肢が増えるということでした。 具体的にリースではなく所有であるからこそできる部分について、特にどういう点があるのかを改めてできる限り具体的に教えていただけると今後の検討の参考になるのではないかと思いましたので、お願いいたします。

そして、直方市へですが、前向きにお話をいただいたと思いましたが、所有の場合に地域として得られるメリットとしてどういうものがあるのでしょうか。また、農地所有適格法人がどうしても対応できないことについてですが、主に財政上の理由かとは思いますが、具体的に教えていただければと思いました。

そして、有限会社穂海農耕には、非常にプライドを持って取り組まれているお話をいただいたと思っております。もちろんそういう形で取り組まれているということは、地域にとって非常に重要な役割を果たされているのだと思います。そういう方々がおられる地域ではなかなかニーズというのがないという結論になることもあるのだろうと思います。全国一律に必ずしもニーズがあるというわけではないとも思いますが、ほかの地域でニーズがあると思われているところもあるとは思います。そういう地域についてはどういうふうにお考えになられるかということをお伺いしたいと思います。

最後に、佐久市には、自治体のほうで買取りをということであると、そこに財政支出をという話になるので適切なのかどうかというお話があったと思います。まさしく財政支出だけでということについて懸念点が出ることもあるのかなと思いました。一方で、こういった取り組みを行いたいというときに懸念として出てくる点は、やはり財政的な部分ということになるのかどうか、財政的なもの以外にほかにもあれば教えていただければと思います。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございました。

それでは、お四方に御質問がありましたので、イオン株式会社のほうからお答えいただければと思います。

○山梨顧問 落合委員、ありがとうございます。

4人が答えますので時間が限られますから端的に言うと、投資をすればそれだけ長期的に物が考えられるので、そこの拠点なりその周りに対する投資意欲が湧くと。投資をして長期でそれを使って事業を発展させていくという絵が描きやすいということでございます。もちろんリースでも長期の契約になりますが、例えば、商業施設、ショッピングセンターとか店ですね。これも同じ形で所有している場合とリースの場合があるわけですが、これは全く同じでして、リースである以上はやはり別にお持ちの方がいらっしゃって、その中で期間が一応決まっているものでありますし、そういったことの中で我々が持った場合のほうが投資しやすいと。これが一番のメリットではないかと思います。

そして、先ほどお話があったように撤退のことを考えて持つような企業というのは実は本当はいないのだと思うのです。というのは、事業に投資するのは成功するという方向でしか考えませんので。したがって、選択肢が広がるというのは撤退のことを考えてではなくて、そこの土地を使ってそこの不動産を使ってどれだけ色々なことができるか。自分たちがお金や人を入れてですね。というときの選択肢が広がるということではないかと思います。それが一番簡単なお答えになると思います。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、直方市、お願いします。

○池田課長 直方市の池田です。

御質問が2点あったかと思います。

まず1点目の、農地を企業が所有することによって地域がどういうメリットを受けるのかということでございます。先ほど申しましたように、農地を手放したいという方、そういった方の要望にお応えができるようになるのかなと思います。ある程度の集約規模で、当然これには資本力というのが必要ですが、一定の資力を持った企業に参加していただくことによって、一定程度のそういうニーズに応えられるということ。それから、どうしてもやはり、これは全国的に同じかと思いますが、担い手がかなり直方市も不足しつつあります。ある地域では農地面積が約60~クタールほどあるのですが、そこを3人で請け負っています。ですので、1人が20~クタールずつを請け負っており、これは個人でやるレベルの限界というふうに言われています。ですので、これ以上の担い手がいないというのが現状です。そういったことで新たな企業が参入することによって新たな担い手としての期待、こういったものが地域のメリットとして考えられるのではなかろうかと思います。

それからもう1点、適格法人が対応できない理由というのは、もういみじくもおっしゃっていただいたかと思いますが、やはり資本力、資金力です。やはり小規模の適格法人が直方市内には七つほどございますが、やはり買取りというか農地の所有まではちょっと考えられないというふうにおっしゃるところが大半ということです。ですので、主な理由としてはそういう資本力のところがあるかなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、有限会社穂海農耕、お願いします。

○丸田代表取締役 ほかのところ、地域でニーズがあるというところのお話だったと思うのですが、どの地域も農業を続けてくれる人がいたらいいというのが多分一番のニーズだと思います。それであれば既に農地のリース事業で参入することができるので、その制度を利用して参入していただければよいのではないかと考えています。所有をわざわざしなくても農業は可能な状況となっています。それこそ参入障壁もすでに低くなっています。それで何が問題なのだろうというのが正直な感想です。

もし手放したいという人たちが非常に多くなった場合に何が起こるかというと、これは

需給と供給のバランスが崩れ、農地が多分安くなるのではないかと思います。どんどん安くなるのであれば我々農業者も買えるようになると思います。そうすれば何が起こるかというと、安ければ条件のいいところを農業者が買うこととなると思うのです。その結果、「条件の悪いところだけ残りました。企業の皆さん、買ってください」という状況になるのではないかと想像してしまいます。そのような状況の中で企業の方々、農地を購入され参入されるでしょうか。多分、土地利用型のような作物だったら農地がたくさんなければいけないので、それでも買うということがあるかもしれません。しかし、条件の不利地のところで果たして続けることができるかと問われれば、非常に難しいのではないかと思います。そう考えると、そもそも所有前提で話を進めるというその事業モデル自体に非常に無理があるのではなかろうかと感じています。

私からは以上です。

- ○中川座長 ありがとうございます。それでは、佐久市、お願いします。
- ○高橋課長 佐久市でございます。

先ほど、ちょっと説明不足だったのかなと思っております。撤退をする際に市でその財政を負担しなくてはいけないというところもございました。ただその際に、私ども、議会承認が必要になってくるというところが一番大きな点でございます。当然、予算を獲得するには議会の承認が必要ですが、もし万が一、一企業のある意味しり拭い的な形でその財政を確保して、市で一旦保有をしなくてはいけないというところについて、果たして議会承認というものが頂戴できるのかどうかというところが疑問にあるということでございます。

あともう一点、そのほかの懸念点についてですが、先ほど、初期投資をそんなにかけてまで所有をして参入をしたいという企業が、下手なと言いますか、私どものほうの曲がった見方をしますと、先ほど申し上げましたとおり、佐久市は非常に日照量が多いという形で、太陽光発電の形で何年かたって転用されてということも心配がされるというところも非常にありますので、やはり今の私どもに相談している企業は、東京のIT企業、結構大きな企業もわざわざ別会社を作って、農地所有適格法人を作って入りたいという形で来ていますので、そういった形が現実的なのだろうなと感じておりますし、是非本当に、先ほど来からお話があったとおり、本当にそこまで初期投資をしてまで農業に参入する、ましてや農業というなかなか営利を出すには非常に難しい産業の中でそこの部分というのがなかなかちょっと、私どものこの地域では疑問にあるというところでございます。

簡単ですが以上です。

- ○中川座長 ありがとうございました。落合委員、よろしいですか。
- ○落合座長代理 ありがとうございました。 ほかの委員の先生方もおられると思いますので、これで終わらせていただきます。いず

れの御意見も参考になりました。今後、ご意見を踏まえて検討できればと思います。ありがとうございます。

○中川座長 分かりました。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

それでは、安藤委員、堀委員の順番でお願いします。

○安藤委員 日本大学の安藤です。よろしくお願いします。

私からは、イオン株式会社と有限会社穂海農耕に質問がございます。

まず、イオン株式会社の山梨顧問に対しては、先ほど、投資をする際には撤退を考えずに活用を考えるという御説明があったわけですが、撤退を考えないというのも非合理的かなと思うのです。先ほど、穂海農耕から、株式会社はもうからなかったら撤退するということがあったわけですけれども、しかし、私の理解では、株式会社は利益を上げるためにもせっかく獲得した農地を捨ておいて撤退するということがあるのかなというのがよく理解できていないのです。例えば、撤退することになったとして、仮に所有した農地はどのように扱うことが行動の選択としてあり得るのか。このあたりを教えていただければと思いました。

続いて、穂海農耕への質問は、株式会社はもうからなかったら撤退するというお話でいまいち分からなかったのは、穂海農耕も適格法人ではありますが有限会社であって、関連会社は株式会社です。その企業の経営者である丸田代表取締役とほかの方がどこが違うのかというところがとても関心がありました。

また、農家の皆さんは公益性も考えているというお話がありましたが、本当かと疑問に思います。農林水産省の統計とかを見ても、耕作放棄をされている農家の方はたくさんいらっしゃるわけで、また、自分の子どもの自宅を建てるためにとか色々な理由で農地を転用されるケースもあると思います。

そういうわけで、もし丸田代表取締役の言っていることが正しいのだったら公益性の観点から問題があるので、新潟県の上越市では株式会社だけではなく農家の皆さんも土地を所有できなくしようと。みんな公のものにしましょうと言われたら、何言ってんだと思われると思うのですが、このあたりも農家の方も必ずしも公益に沿った行動をしているとは思えない中、こういう場に出ていらっしゃると公益ということを表に出されるというところがその分野ではない人間としては非常に理解できないところがあるので、丸田代表取締役がおっしゃっている雰囲気は分かるのですが、この線引きがどこにあるのかということを教えていただけると勉強になると思います。よろしくお願いします。

○中川座長 それでは、今の安藤委員の御質問に対しまして、イオン株式会社、それから、 有限会社穂海農耕の順番でお答えいただければと思います。お願いします。

○山梨顧問 山梨でございます。

安藤委員、ありがとうございました。

投資をするときは撤退することは企業として考えないわけです。それをどう成功させる

かということ、そして、成功させるその算段なり自身なりプランがなかったら投資を当然 しませんから、そういう意味では、最初から撤退のときの自由度を持つために所有をした いという考え方は、少なくとも土地に関してはないです。これは農地に限らず商業施設を つくる土地も同じです。

問題は、そこで収益が上がらなかったときにどうするかということですが、お答えは二つありまして、企業は利益を上げなければいけないというのは企業が存続する条件ではありますが目的ではないのです。これは既に長いこと議論をされていることで、当然のことながら企業にとって大事なステークホルダーは株主だけではありません。むしろ我々のような小売業にとって一番大事なステークホルダーはお客様です。そのことを私どものコーポレートガバナンスのガイドラインにもそう書いてあるのですが、お客様を始めとするステークホルダーと。株主というのが一番上には来ないのです。そういう会社がいいのだという方が株を持ってくださればいいわけです。

したがって、我々にとって、先ほども申し上げたように一番大事なお客様に、これまではリーズナブルな価格で安心・安全なおいしいものを届けると。ただし、そこに二つ条件が加わったわけです。環境負荷が低い、持続性が高い、体にいい。そうなってくると、そこまで要件の高まったものをお客様、一番大事なステークホルダーに届ける責任と届ける使命を考えると、自分たちが農業に参入しなければいけないし、また、発展させていかなければいけないと思ったわけです。20ある農場が全部もうかってはいません。かといって、それをやめることもありませんし、自慢になりませんが、全国に何百あるショッピングセンターの全てがもうかっているわけでもありません。それは、企業というのは全部を足してどうやって利益を最大化していくかということは、これはもう責任として考えなければいけないのですが、一つ一つに対してもうからなかったらやめるという発想はないです。

そして、どういうことを考えるかという先生の御質問に対する二つ目の答えは、そこで、違う作物を作ったほうがいいのではないか、農法を変えたほうがいいのではないか、売り場所を変えたほうがいいのではないか。あるいはさらに、今の時代ですから御案内のように農業もかなりDXが進んでいますので、そういったことに参入していったほうがいいのではないかと。あるいは場合によっては、その農地、農場はもうからなくても、そこの地域一体としての我々の事業展開の中でもうかる中に、地産地消型の産物を提供してくれる場所として、それ自体は赤字でも構わないではないかと。こういう位置付けの見直しもあると思いますし、そういった多面的な発想で何とかトータルでお客様にとってプラスになることをしていこうと考えるのだと思います。

現実に、例えば、私どもが今やっている農場の中でも、なかなか条件が厳しくて、単体で見ると利益が上がっていないところもかなり多いのですが、そうしますと、今の段階ですと我々としてそこに対して新しい農作物や新しい農法を何とか入れて、付加価値の高い果物とか野菜を作ってその分の利益を高めに上げていく、高く売れる店だけで我々として売るとか、工夫をして少しでもその収益性の改善ということを考える。これは企業の当た

り前の努力ですが、そういったことは考えますが、ではその農場をとにかく閉めましょうかという発想は、地域に対するコミットメントと雇用に対するコミットメントというのは、これは店でも同じですが、そう簡単に我々として赤字の店は閉めますということは絶対できませんから、基本的には同じことではないかと思っています。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、有限会社穂海農耕、お願いします。

○丸田代表取締役 まず一つ目の御質問いただいた、我々が法人であり、一般企業と何が違うのかということをお答えいたします。これは先ほどもさらさらっと話してしまったのですが、やはり企業の方は撤退して、本社が例えば東京だったらそこに戻ればよいということとなると考えています。我々農業者というのは、基本的にその農地があるところに根付いて農業をするわけですから、我々がそこでやめるということイコールもうそこにいれなくなるということとなります。そこでの生活基盤を失うということとなるということです。そのように生活基盤を失い、夜逃げ同然でその地域からいなくならないといけないよねという農業者と、企業としての意思決定を盾に撤退はしようがないですと言うことができる企業というところが大きな違いではなかろうかと思っています。

もう一つは、公益性をこういうときにだけ盾に出してきてと言われた点についてです。 そのようなことを言われると、非常にいち農業者としては悲しく苦しいところではあります。ただ先ほど申し上げたとおり、我々も公益性だけで農業はできないと思っています。 もちろん事業継続のため、営利性も非常に重要であると考えています。私たち農業者も、 営利性と公益性のはざまでそのバランスをどうとっていくのかということには日々苦慮しています。

例えば、弊社の例となりますが、ある地主さんから農地をやってくれと、もしくは買ってくれとお話をいただいたときに、いいところだけを受けて悪いところはできません、買いませんなんてことはできないわけです。なぜかというと、それを地主さんたちのところに残してしまっては、地主さんが草刈りとかが大変になってしまうためです。そのため、我々は条件がよくないところも一緒に全部引き受けて、場合によっては生産性がゼロにもかかわらずそこの地域をちゃんと維持するために農地を管理していくということを行います。そういうことをしていかないと地域の農地が守れない、地域全体を守れないということになると考えているから行うわけです。そういったようなところを公益性という形で申し上げたということになります。

ですから、全部公益性だけを考えて、農地をすべて公的なものにしますよということであれば、それはそれで我々に農地を貸してしていただけるのだったらそれでもいいのではなかろうかと思っています。その手法については、私たちが農業を行うことができるのであれば現状では特にこうでなければない、という風には考えていません。

ただ、農業者としての矜持があるのだとすれば、我々はやはり土地に根づいて食べ物を 作って、日本国民の皆様に安定的に供給をさせていただくという、そこの部分ついてです。 そのために私たち農業者はこの日本の農地を地域の農地をどう維持していくのかというと ころは非常に重要なところであると考えています。

お答えになっているような、なっていないような形で申し訳ありませんが、私からは以上とさせていただきます。

- ○中川座長 安藤委員、よろしいでしょうか。 それでは、堀委員、お願いします。
- ○堀委員 御説明ありがとうございました。

私からは、直方市と佐久市にお尋ねをさせていただきたいと思います。

先ほど、佐久市から、自治体としてもこの制度を利用するという場合に、何かあった場合に買戻しというふうになってもその予算確保が大変だとか、議会承認が必要になるのではないかという御指摘をいただきました。一から予算を確保するというよりは、この制度では、法人取得の場合には自治体が売手と買手の間に入って、売買代金が一度自治体に入った上でそれを買っていただくという形となると思うのですが、買戻しということになった場合に一から予算の手当てが必要になるのではないか、あるいは議会承認が必要になるのではないかという観点で佐久市からの御指摘があったところです。これは直方市がもしこの事業に手を挙げられるということになりますと、どのような方策が考えられるのかということについて、もし今、御検討されていることがあれば教えていただきたいと思います。

また、取得した法人が農地の維持管理に協力しない可能性であるとか、不適切な農地使用を行う可能性という話もございましたが、制度上、そうした部分に関しては買戻しができるということになると思うのですが、そこは仮に直方市としてこの制度を活用されるとすれば、当然ながらそのようなことはしないということを売買契約書の中に表明保証として入れられて、万が一のときには買戻しをされるという契約上の手当てもしっかり行われるということが前提になるかと思うのですが、そうした対応で懸念というものが補えているのかどうか。あるいはそこに何か困難性があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

一方、佐久市に関しましては、こうした買戻しも含めて対応ができるという自治体が手を挙げて特例措置を活用できるといった場合、佐久市ではニーズがないということかと思いますが、他の地方自治体のニーズの選択肢を増やすということについても反対だということなのか、他の自治体のニーズがあればそこはそこで判断いただければいいというお立場なのか。そこをお伺いしたいと思いました。

- ○中川座長 それでは、直方市のほうからお願いします。
- ○池田課長 正直非常にお答えしづらいところではあるという前提でお聞きいただければ と思います。

我々地方自治体は、もうおっしゃっていただいたそのままですが、議会の承認というの は当然必要です。当然予算確保をしていく上でも議会の承認をいただかなければなりませ ん。ですので、そこは真摯に、予算確保の際はその必要性、あるいは地域に与える影響であったりとか、他の代替する利用法、こういったものを提案しながら議会には御理解いただくしかないのかと思います。結果、それに賛成いただけるのか反対になるのかというのは議会のほうでお諮りいただくという形になります。

それから、もう一つの維持管理に関して、それから、不適切利用があった場合にそこの 懸念がどうなるのかというところです。当然、売買契約の中で不適正な利用があれば、当 然、戻してくださいよということをきちんと担保した上で売渡しという形にはなると思い ます。適宜、ふだんから我々行政もですが、農業委員会と一体となってそういったものの 指導、監視を含め、そういう形で日々活動させていただいておりますので、事前にそうい うことが起こらないように徹底をしていただくのと、企業とどう地域がうまく付き合って いけるかということがやはり肝だと思いますので、そういった信頼関係も含めてしっかり と構築していきたいと考えております。

簡単ですが以上です。

- 〇中川座長 佐久市、お願いします。
- ○高橋課長 私どもが先ほど冒頭で申し上げましたとおり、佐久市の場合という形で限ってお話しさせてもらいました。ほかの地方自治体のほうでニーズがあるのであれば、それはそれの考え方なのだろうなという形で考えております。ただ、先ほど申し上げましたとおりに、借りると買うだと100倍の初期投資が違ってくるという中で、これって本当に現実的なのかなという疑問が私どものほうとしては持っているという形であって、ましてや今、一般企業が農業に参入しやすいという形、借りる部分では参入しやすくなっているという中で、私どもとすれば本当にこれはニーズがあるのかどうかというところが疑問であるということでございます。
- ○中川座長 ありがとうございます。堀委員、よろしいでしょうか。
- ○堀委員 ありがとうございます。

今のお話を伺いますと、直方市のお話もありましたが、これをもし進めようとすれば、議会の皆様、それから、近隣農地住民の方々の理解、この土地に法人という形で農地に参入されるということを御理解いただけるかどうか、それが制度の大前提になっていくのだろうと思います。その上でも参入されるという企業も生半可なことではなく、そこで事業して、では撤退するということではなくて、しっかりとそこに根づいて参加をするという矜持、先ほど丸田代表取締役のおっしゃるような矜持がないと、なかなか事業参入というのも難しいのではないかと思います。

また、佐久市がおっしゃるとおり、そこにリースではなくて所有でという形で投資もされるということになりますと資金も必要だということでありますから、そこは事業者であっても覚悟の上で参入されるということの制度になっていくのだろうと思います。その上で、最初にお話がありましたようなイオン株式会社のような、それでもリースではなく所

有という形であれば環境も含めて投資ができるといった判断をいただけるということであれば、それを否定する理由はないのかと思っておりまして、自治体ごとに必要性を判断されるという制度であれば、この地域では不要だということであったとしても、他のニーズがある地域のために制度を設けるという意義はなおあるのかなと思いました。

私の後半は意見でございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

本間委員、菅原委員、安田委員から手が挙がっていますが、お三方続けて御質問していただいて、その後まとめて答えていただくような形にしたいと思います。

まず、本間委員からお願いします。

○本間委員 御説明ありがとうございました。

イオン株式会社と有限会社穂海農耕にお伺いしたいのですが、今、リースで経営されているわけですが、リースの契約年数というのはどれぐらいなのか。制度的には50年というリースも可能ですが、今、平均してどれぐらいの年数で契約されているのか。そのときの交渉は地主の要望が通っているのか、借主、つまり皆さんの要望が通っているのか。そのあたりの実態を教えてください。

それから2番目に、直方市と佐久市にお伺いしたいのですが、担い手が減っているということで、特定農家へのいわゆる農地の集積は、まち全体としてもそれなりに進んでいると思うのです。しかしながら、その集積された農地が集約されているのか。簡単に言えば、分散錯圃が解消されるような方向に行っているのかどうか。つまり単に出し手が「もううちはやれないから農地は全部預けるよ」と。しかし、「あぜ道を含めて農地はいじらないでよね」と。「今のままの現状でやってよね」という形での規模拡大、経営の拡大が進んでいるに過ぎないのか。要するに、分散錯圃が解消されているのかいないのか。市全体としてどうなのかということについてお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今、ヒアリングをお伺いしていて、農業者の方でも企業の方でも不適切な農地利用があったときにどう対処するかが問題で、所有主体が誰かの問題ではなく、不適切な農地利用という行為に対する懸念ということだと思います。そのため、所有者の問題として考える必要はないと思います。

私からは、イオン株式会社の山梨顧問と佐久市の高橋課長に質問です。

まず、山梨顧問に対してですが、先ほど、企業は現在SDGs対応などもあり公益性を重視していること、デジタルをはじめ様々な技術も活用しながら六次産業化等に寄与するなど前向きな対応をされていると思うのですが、様々な地域が一番懸念している問題として地域の文化・コミュニティーの影響があると思います。イオン株式会社の場合は、小売で地

域に根ざす、地域の発展に寄与するという理念で経営しており、大きな問題はないと思うのですが、さらに企業として地域コミュニティーに対する配慮、工夫をされているか。また、それが地域にとってどういうメリットを与えているかを教えてください。

それから、佐久市の高橋課長の御懸念は理解できました。議会がポイントになっていると思います。議会でも農業文化のコミュニティーが崩れてしまうのではないかなど、地域住民の方々もそういう御懸念が非常に多いと推察しますが、そういう懸念を払拭するために自治体としてできる工夫はないのでしょうか。企業が入ると本当に農業文化・地域コミュニティーが崩れてしまうのかというところに関して御意見をいただきたいです。リースだと地域コミュニティーが壊れなくて、所有だと壊れるのではないかというところの違いがあれば教えていただけないでしょうか。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、安田委員、お願いします。

○安田委員 私からは全体に対する簡単なコメントと、質問に関しては、穂海農耕の丸田 代表取締役に一つ伺いたいことがあります。

全体としてのコメントでいうと、やはり農業が置かれている状況というのは自治体によってかなり違うのだなというのが今日のヒアリングを通じても何となく垣間見れた気がします。

具体的には、直方市においては、離農、撤退というのが大分高齢化を伴って進みつつあると。それをどう食い止めるか。食い止めるための手段として今回の法人の農地取得はおそらく農業を守るためにプラスになるのではないかと。

一方で、佐久市におかれては、現状の制度の下でも地元の農業というのはある程度守れていて、これが制度を新しく導入することによって、今、守っている在り方というのが変わってしまうのではないかということを潜在的なリスクとして受け止められているのだと。

目指す方向として、我が国においてどうやって農業を維持していくか、あるいは生産性を高めていくか、そこに異論はないのだけれども、多分置かれている状況は違うので、多様な御意見とか経験が出てきているのだなと感じました。

その上で、既にこの制度を導入している兵庫県の養父市で何が起きたかということに目を向けたいのですが、実際に養父市で今回の法人農地取得を行った事業者のうち、これは確か神戸大学のヒアリング研究だったと思うのですが、株式会社アムナックが非常に興味深いコメントを残されていました。どういうことかというと、「リースによっては自分たちがその地元の人たちに対してきちんと農業を行うということを、ある種、本気度を示すことが難しいのに対して、土地取得をするときちんと農業を行うということにコミットして、地元の人たちの協力や信頼を受けやすくなった」という、これが一つ、リースではできなくて土地所有で可能になったポジティブな側面として意見を述べられていました。こういったことはひょっとすると、リースしか選択肢がない中でも、非常に密に地元の人とコミュニケーションしたりとか何かしらの方法で農業者としての矜持みたいなものを示せ

ば可能なのかもしれないですが、全ての人ができるわけではないと思うので、そういう意味でも取得という選択肢があることによって、むしろその公益性であったりとか地元の人たちとのコミュニケーションを円滑にする面があるような気がします。実際に株式会社アムナックはそうおっしゃっているのですが、この点について丸田代表取締役に、一定程度やはりそういった土地を買うことによって農業者としてのある意味決意みたいのを示しやすくなるのか、それとも、あまりそういったことは本質的ではなくて、やはり地元の人とのコミュニケーションが重要で、取得するかリースするかというのは二次的なことなのか、現場を知る方の肌感覚みたいなものをお伺いできればと思いました。

以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、3人の委員の先生方がまとめて御質問したのでちょっと多くなってしまいましたけれども、お四方にそれぞれ御質問がありましたので、イオン株式会社、直方市、有限会社穂海農耕、佐久市の順番にお答えいただければと思います。

○山梨顧問では、山梨からお答えします。

まず、御質問のありましたリースの年数ですが、すみません、その20か所のそれぞれの実際のデータを今、私は手元に持っておりませんので、これは調べて報告いたします。2~3の例を前に聞いたときは、30年、40年みたいに長いものではありませんでした。これはどちらかというと、私どもが2009年からスタートしたときは、リースの状態であっても我々のような法人が農地をお借りすることすらかなりハードルが高くて、牛久は牛久市から最初お話があったのです。そういうケース以外は我々からお願いしにいってもなかなか相手にされないという現実が続いていましたので、先生の後半の御質問であるリース年数がどうかというのは、我々のほうの希望で決まっているケースはほとんど少ないと思います。それは当然、我々のようなものが仮に所有ではなくてお借りしても、「あいつら大丈夫か」という目で当然見られますので、最初から長い期間をいただいてはいないと思います。調べて御報告いたします。

それから、菅原委員から御質問のあった地域との関係は、御指摘いただいたように我々は元々が地域型の小売業を展開していますので、実際に地元の産物を購入させていただくとかという取引以外に雇用は当然あります。それからもう一つは、ここ20年ぐらい活発になっていますのは、いわゆる防災ですね。防災拠点とライフラインになりますので、そういう関係で地域、自治体との包括提携を結んでいるケースが多分100以上あると思うのです。

そして、今起こっていてこれから起こってくるのは、先ほど申し上げたやはり環境関係だと思います。

一つは、各地域におけるリサイクル、アップサイクルの拠点に当然我々の商業施設がなりますので、また、そのリサイクル、アップサイクルをしなければいけないものを使ったものを売っておりますので、その拠点として各地域の環境保全活動、ここに対して地域の方々と一緒になってやっていくと。

それからもう一つは、私どもは財団を別に持っていまして、イオン環境財団というのですが、ここで植樹を20年以上やっています。植樹を今、発展させて、これは東京大学と早稲田大学との共同の取組なのですが、里山の復興をしようという取組を始めるところです。里山は御案内のように木を植えるだけではなくて、里での農業とかそこでの商いというのが全部ついてこないといけないので、セットとして考えていったときに、この農地の問題も大きいなと。したがって、我々は効率のことを考えて広いところのいい土地だけが欲しいかというとそうでもなくて、里山になってきた場合には、それは別にお借りしてもいいのですが、農業展開するのはいわゆる里山の地元の里で、昔からの農業をやるということも十分考えておりまして、そういう意味でこれまでやってきた地域との皆さんとの取組の中にもう一本柱が作っていければいいなというのが我々の農業に対する位置付けでもあります。

○中川座長 ありがとうございました。 それでは、直方市、お願いします。

○池田課長 御質問の内容につきましてですが、担い手集積が進んでいるのであればその 農地の面的集積が行われているのか、それとも、いまだに分散なのかという御質問だった かと思います。狭い直方市においてもまちまちと言いますか、面的集約が進んでいる地域 も確かにございます。先ほど御紹介しましたとある地域では、60へクタールのうち3人の 担い手で担っていますので、一定程度面的集約も進んでいるのかなと。なおかつ、そこは かつて基盤整備事業といって区画整理事業をやったりしているので、非常に面的集約は進 んでいる地域です。そうかと思えば、いまだにモザイク状に集積しているところもござい ます。経営集積をモザイク状にやっているところもあります。

今後、人・農地プラン、これが法定化されましたけれども、各地域でいわゆる地域計画といって図面上に集積の計画を落としていかなければいけないというのが農林水産省から指示をされています。これも併せて今後、今まではリースがほとんどでしたが、今後はそういう所有が新たに参入してくることによって、さらに絵がどう描けるかというのは実際にやってみないといけないですが、そういった意味での面的集約の選択肢が広がっていくのではないかという期待はしています。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、有限会社穂海農耕、お願いします。

○丸田代表取締役 私のところに2点、御質問いただいたかと思います。

一つ目は、リースの契約年数という御質問をいただきましたが、弊社は農地所有適格法人ですので、農地の売買もできますし利用権設定もできますのでリースというものは使用しておりません。所有しておりますのは182町歩のうち大体45町歩から50町歩ぐらい、正確な数字は分かりませんが、それぐらいは所有しています。あとは、中間管理機構と農業委員会を通しての利用権設定、ほとんどがそれになるという形になります。

二つ目は、農地を買うことによって決意を示すことになるのかということについてです。これは非常に、私は懐疑的です。どちらかというと、ちゃんと地域や周辺の方々とコミュニケーションを取ることの方が重要だろうと思っています。なぜそういうふうに申し上げるかというと、私自身がその地域にいる農業者として、参入される企業の人を見るというときに、農地の所有云々よりもちゃんと地域のことを考えているのか、どういうことをしているのかということを気にするだろうと考えるためです。加えて、私ども実は山口県山口市阿知須というところにも株式会社あぢすきという農地所有適格法人を子会社として所有していますが、それはいわゆる同じ農業者として他地域に参入したという形態なのですが、その際でさえ我々が農地を取得しライスセンターを造るときに、周辺の方々とのコミュニケーションが非常に重要になりました。そういったようなことを考えていくと、いくら我々が本気で実際にそのとき数十町歩をやっていたとしても、農地を持つということが必ずしもその決意を示すということにはならず、コミュニケーションの方が重要ではないかということを身をもって実際に感じているところです。

ちょっと時間も押していますのでここまでとさせていただきますが、また加えて何か私がお答えしたほうがよいことがありましたら、農林水産省を通して私のメールアドレスをお聞きになって御質問いただければと思います。

私からは以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

佐久市、お願いします。

○高橋課長 私にも2点の御質問をいただいているかと思います。

1点目、集積はされているかもしれないですが集約はどうなのというところの御質問です。佐久市につきましては、基本的に米どころの地帯でございます。お聞きになったかどうかは分かりませんが、五郎兵衛米と言われているような全国有数の良食味産地でございまして、基本的には土地利用型作物と言いますか、基本的には米が主体な地域でございます。こういった中でやはり集積については、これまではどちらかというと農地の取り合いという形で基本的にはばらけているという状況でございますが、ここ近年ではやはり農家の高齢化に伴って離農していく方が多くなってきたということもあって、ある程度、地域の50~クタールですとか100~クタール規模の大規模農家がその地域はもう「俺のところで借り受けるんだよ」、「買うんだよ」という形がある程度定着してきている。何とかやっと集約に近い形での農地が確保されてきているという状況にございます。

あともう一点ですが、地域コミュニティーの話で、リースと所有についての違いがということでございました。基本的に私どものほうではそれは違わないのだろうなと考えております。今、私どものほうでリースで一般企業が所有適格法人を作って佐久市に農業参入したいという形の中でも支援させてもらっている中で、地元説明会も私どもが主催して一緒にやっています。その話の中でも、やはり地域の方からは、道普請、川普請を一緒にやってほしいとかそういった声はございます。そういった声をしっかりとつなげていくとい

うことが重要で、それがやはり所有にしろリースにしろやはりやってもらうということが 大事なのだろうなと思っています。

そして、所有の場合で困るのが、先ほどからお話ししているのですが、撤退した場合に、 所有権がないその農地、それに関係する水路、道路、誰が管理するのですかといったとき が問題になってくるのだろうなということで感じております。

○中川座長 ありがとうございました。

3人の先生方、何か追加の御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、どなたか御発言を求める方はいらっしゃいますか。

本日は、法人や自治体の方々から法人農地取得事業に関するニーズや懸念点につきまして、直接現場の声をお伺いできました。ありがとうございました。

まさにそのニーズがないという地域もあれば、あるいは撤退の場合のその懸念をお示し いただいたり、地域コミュニティーに関する懸念をお示しいただいたということも私ども は把握できました。

その一方で、もしも法人農地取得事業を行うとなった場合に、企業といたしましてもかなりの覚悟ですとか、あるいは調整とかそういうものを踏まえて地域にコミットしていくということが示されましたし、市町村としましても、議会への説明が非常に大きなものではございますが、そういったことも含めて大きな覚悟とコミットをしていただくということが示されたと思っています。

前回、それから、今回のワーキンググループの議論を踏まえますと、私どもワーキンググループとしましては、希望する自治体の発意で事業に取り組むことができるという政策的なニーズがあれば、それに応えることができるような制度的手当てをするということが必要であるというのが、ワーキンググループとしての共通認識ではないかなと思っております。

他方、本日のヒアリングの中では、法人農地取得事業が広がることに関する懸念も示されましたが、こうした懸念につきましては、そもそも手を挙げるところが行うということと、法人による農地取得が可能となる地域や法人に関する現行の要件、これが維持されるという前提に立てば懸念は払拭されるのではないかと考えております。

関係省庁におきましては、こうした点も加味しつつ、地域やユーザーの視点を踏まえるとともに、今回の当ワーキンググループの見解もしっかり考慮、反映していただいた上で、ニーズに応えられる仕組みを制度化すべく検討して形にしていただきたいと思います。

これで、ほかに発言を求める方がいらっしゃらなければ、今回のワーキンググループのヒアリングを終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日は、どうもありがとうございました。